

広島市告示第 205号
令和 8年 4月 1日

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、広島市中央老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
 - (2) 代表理事 藤田 徹
 - (3) 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8年 3月27日

- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日